

議員提出議案第6号

アスベストによる健康被害を抑える対策の強化を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月22日

大阪市会議長 大橋 一隆 様

提出者

小 笹 正 博	土 岐 恭 生	杉 田 忠 裕	山 田 正 和
明 石 直 樹	佐々木 哲 夫	辻 義 隆	永 田 典 子
岸 本 栄	八 尾 進	山 本 智 子	永 井 広 幸
中 田 光一郎	今 田 信 行	山 口 悟 朗	小 山 光 明

(別 紙)

令和5年2月 日

衆 議 院 議 長	参 議 院 議 長	各あて
内 閣 総 理 大 臣	総 務 大 臣	
厚 生 労 働 大 臣	国 土 交 通 大 臣	
環 境 大 臣		

大阪市会議長 大橋 一隆

アスベストによる健康被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベストの健康被害が生じた場合は、「労働者災害補償保険制度（労災保険制度）」による補償や、石綿健康被害救済法や建設アスベスト救済制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また、アスベスト建材使用のピークから約50年が経過し、今後は当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

よって国におかれては、今後のアスベストによる健康被害者の治療法の一日も早い確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、下記の事項に全力で取り組むよう強く要望する。

記

1. アスベストによる健康被害者の治療や、進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2. 地域の建築物について、アスベストが含まれる建材の使用有無の事前調査と、解体・処分までの追跡調査を強化すること。
3. 改正大気汚染防止法に基づく建物の解体等における飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。